



令和7年度

かわらぶき保育所のしおり

(重要事項説明書)

上尾市立かわらぶき保育所

上尾市大字瓦葺2248番地

TEL 721-5858

FAX 721-0038

もくじ

施設概要	1
上尾市立保育所の理念・基本方針について	2
かわらぶき保育所の保育目標	3
かわらぶき保育所保育について	4
0・1・2歳児デイリープログラム	6
3・4・5歳児デイリープログラム	7
慣れ保育について・送迎について	8
家庭との連絡・服装、持ち物について・健康面について	9
給食について・紙おむつ等のサブスクサービスについて・写真販売について	10
幼児教育・保育無償化及び給食費（主食費・副食費）の実費徴収について	11
現金の納入方法について・保育所児童要録・個人情報保護・「赤ちゃん駅」の設置	12
電話相談について・保育所自己評価・職員の研修について・意見、要望について	13
ICTシステム（コドモン）の導入について	14
保育時間と延長保育について	15
延長保育料について	16～17
休日保育について	18
上尾市病児・病後児保育事業のお知らせ	19
健康管理について	20
予防接種のお願い	21
子どもがかかりやすい感染症	22～23
急病の時	24
埼玉県救急電話相談	25
保育所とくすり	26
変更届について	27
防災対策・避難経路	28～29
風水害等の災害時における臨時休園の基準について	30～31
「災害救済給付制度」について	32
保育所についてのご意見・ご要望をお寄せください	33
お散歩マップ	34
令和7年度行事予定表	35

施 設 概 要

所在地 〒362-0022 上尾市大字瓦葺2248番地
 TEL 048-722-5858 FAX 048-721-0038
 開設年月日 昭和48年12月1日
 敷地面積 2156.51㎡
 床延面積 936.4㎡ (1階614.4㎡ ・ 2階322㎡)
 園庭面積 1,007.7㎡ (37.6m × 26.8m)

沿革 昭和48年12月1日上尾市で9番目に開設され、平成11年11月1日尾山台保育所・かわらぶき保育所の統廃合を機に新設されました。
 上尾市の東方に位置し、近くには見沼代用水やヘルシーロード、田や畑などがあり、四季折々の自然環境に恵まれているので、自然豊かな中で遊ぶ経験がたくさんできます。隣接して瓦葺小学校や公園があり、園庭も広く思いっきり身体を動かして遊ぶことができます。
 また、一時保育や産休明け（生後57日）保育も実施しています。

《保育時間》

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:29	8:30～16:30	16:31～19:00
土	7:00～8:29	8:30～12:00	12:01～18:00

※ 延長保育を希望する方は、保育所に延長保育利用申請書を提出し、許可を受けてください。

※ 勤務日でない時は、許可を受けていても延長保育はご利用できません。

《児童・職員数》

（令和7年4月1日現在）

クラス名	年齢	児童数	担任数	所長	主任保育士
らいおん組	5才	20	2	1名	1名
きりん組	4才	20	2	16名	看護師 1名
ぱんだ組	3才	20	3	フリー保育士 1名	給食調理員 4名
りす組	2才	18	3	短時間保育士 3名	用務員 4名
あひる組	1才	15	3	延長時間パート 7名	事務員 1名
ひよこ組	0才	6	2	※短時間保育士、給食調理員、用務員は交代勤務のため、のべ人数となっております。	
うさぎ組	一時保育	10	2		

上尾市立保育所の理念・基本方針について

1 理念

- ① すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める
- ② すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する
- ③ 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する

2 基本方針

- ① 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う
- ② 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る
- ③ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する
- ④ 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力を得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う
- ⑤ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす



3 保育目標

① 心身ともに健康な子

- ・ 養護される中で、基本的な生活習慣を身につけた健やかな子
- ・ 友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子

② 自分を大切に友だちも大切にできる子

- ・ 子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
- ・ 自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子

③ 安定した環境の中で考え、働きかけていける子

- ・ 安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
- ・ いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子

④ 何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子

- ・ 自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
- ・ 友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子

⑤ 自己表現のできる子

- ・ 自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
- ・ 様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

かわらぶき保育所の保育目標

- 健康で明るく元気な子
- 友だちと仲良く遊び、仲間を大切にできる子
- 人の話が聞けて自分の思ったことを言える子



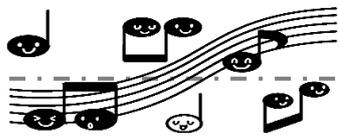
豊かな自然の中でたくさん遊び、自分の考えで行動する力を持てるように
さまざまな経験の中で豊かな心と体を育てる保育をめざしています

リズムあそび

保育所では0才児から5才児までの
こどもの発達段階を基本に、リズム
遊びに取り組んでいます。保育者の
ピアノ伴奏や歌に合わせて、手、
足、腕、背中など身体を動かし、ト
ンボ、カメ、ウサギなど、イメージ
しながら表現することで、豊かな表
現力と柔軟な身体を作っていきます。

また、縄跳び、まりつき、こままわ
しなど、用具を使った取り組みもし
ています。

歌は、四季折々の歌、わらべうた
などを楽しく歌うことでこどもの心
を豊かにします。



仲間づくり

保育所では、友だちとの関わりの中
で、自分の気持ちや思いを相手に伝
えることを学んでいきます。

「〇〇ちゃんと遊びたい」「一人じ
ゃつまらないから友だちと一緒にい
たい」「小さい子のお世話をした
い」という気持ちは、友だちに興味
や関心を持つことにより生まれてき
ます。自分の気持ちを相手にうまく
伝えられず、ケンカやぶつかり合
いになってしまうこともありますが、
そのような経験を通して、こどもた
ちは人に対する思いやりの心、優し
さなどを育てていきます。

描く・つくる

保育所では、こどもが絵を描きたい、
という気持ちを大切にしています。
楽しかったこと、感じたこと、経験し
たことなど絵を通して表現します。
また、いろいろな素材、教材を使い、
こどもが『ちぎる・貼る・切る』など
想像したものを形にしています。

絵本・紙芝居

保育所では絵本や紙芝居の読み聞かせ
を大切にしています。

絵本はこどもの想像力を養い、豊かに
育てるために大切な役割をしていま
す。大人の優しい語りかけで、言葉を
自然に覚え、感性が育ち、年齢があ
がるにつれ絵本の主人公になってご
っこ遊びも楽しめるようになります。

貸し出しについて

大好きなお家の方に読んでもらう楽
しさは何よりも素晴らしいことです。
ぜひ、ご利用ください。

※ 1冊ずつ貸し出しています。
借りた本を返却してから
次の本を借りてください。



食育

食事は、こどもの成長の基礎となるものです。

旬の食材や、四季折々の行事食、年長児のクッキングなどから、食に対する興味・関心を育てています。

手作りで温かい給食を、友だちと楽しむことで、苦手なものも少しずつ食べられるようになります。また、食事のマナーが身につくようにしています。

薄着

保育所では日頃から、できる限り薄着で過ごすことを習慣づけています。

こどもは大人よりも体温が高く新陳代謝が活発なことから、薄着で遊ぶことで体温調節の働きが良くなり、皮膚や粘膜が鍛えられ、かぜを引きにくい身体になります。

散歩

散歩などの戸外活動を取り入れ、砂利道・坂道など変化のある道を歩くことで、こどもの足・腰が強くなり、健康な身体づくりにつながっています。

散歩を通じ、四季折々の自然を探索し、楽しみながら、草花や昆虫に触れ、生き物などの大きさ、美しさ、形の不思議さなどを体験します。

また、四季とともに変化する自然物など散歩先でこども自身が気付いたことを、保育者とともに共感できる喜び・感動を通じ情操豊かな心を育てています。

素足

保育所では年齢や一人ひとりの健康状態に配慮しながら、四季を通じて素足で過ごしています。

足の親指は脳との関わりが深く、運動能力の基礎となる蹴る力を使うことにより、身体全体のバランス感覚、瞬発力などが培われます。

また、足裏の「土踏まず」は立ったり歩いたりする際にバランスをとったり、足が地面に着く時の衝撃を吸収する役割を果たしたりしています。素足で生活することで「土踏まず」が発達し、歩く、走る、跳ぶ、蹴る、登るなどの動作が上手になります。

水・砂・泥んこ遊び

保育所では身近にある、水・砂・泥を使った遊びを大切にしています。

水・砂・泥は自由にイメージし、形を変化させることを楽しめる素材です。

型ぬきやままごと、泥を固めたカタカタクッキーや泥団子作り、砂場では、砂山、川、池を作り、楽しんでいます。

友だちと一緒に遊ぶ中で、手指、足腰、腕の力や協力しあう気持ち、考える力、集中する力が育まれます。

デイリープログラム 《保育所の一日》

時間	こどもの活動		備 考
	0歳児	1、2歳児	
7:00	延長保育・順次登所 あいさつ・あそび	延長保育・順次登所 あいさつ・あそび	順次視診・健康確認 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ あそび（室内・外）	担任とあいさつ あそび（室内・外）	健康確認
9:00	おてふき おやつ、水分補給 授乳 おむつ替え	手洗い おやつ、水分補給	
9:30	あそび（室内・外） おむつ替え	あそび（室内・外）	
11:00	おてふき 給食、水分補給 ※沐浴 ・月齢に合わせた手作り 離乳食	排泄、手洗い	散歩、庭遊び、リズム 絵本、室内遊具 積み木、手遊び等 ・旬の食材を使った 手作り給食(1、2歳児) を提供しています
11:15		給食、水分補給	
12:00	おむつ替え、お昼寝	排泄、お昼寝準備	
14:45	めざめ	めざめ、着替え	健康確認 引継ぎ 
15:00	おやつ、水分補給	おやつ、水分補給	
15:30	あそび（室内・外） 授乳、水分補給 おむつ替え 順次降所	あそび（室内・外） かたづけ 順次降所	
16:30	延長保育 あそび	延長保育 あそび	
17:30	水分補給	水分補給	
19:00	全員降所	全員降所	

※5領域にそって保育を行っています。

※水分補給は随時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。

※産休明け保育については一人ひとりの発達に応じた一日になります。

※0歳児のおむつ替えは一人ひとりの排泄の様子によって随時行っています。

3・4・5歳児 デイリープログラム 《保育所の一日》

時間	こどもの活動	備 考
7:00	延長保育・順次登所 あいさつ・あそび	順次視診・健康確認 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ	健康確認
9:00	あそび（室内・外） クラス別活動 かたづけ	歌、散歩、リズム、庭遊び 制作、鬼ごっこ 等
11:20	手洗い、水分補給	
11:30	給食準備 給食	旬の食材を使った手作りの給食を 提供しています。
12:30	お昼寝準備 お昼寝	
14:45	めざめ、着替え	
15:00	手洗い おやつ、水分補給	
15:30	あそび（室内・外） かたづけ 順次降所	健康確認 引継ぎ
16:30	延長保育 あそび	
18:00	水分補給	
19:00	全員降所	

※5領域にそって保育を行っています。

※水分補給は随時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。



慣れ保育について

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。

お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、保育所と十分話し合い、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



送迎について

※ 登所は9時までをお願いします。

保育所ではコドモンでの連絡を

午前9時、午後2時～3時、午後4時

に確認します。

欠席、遅刻は午前9時までにコドモンまたは電話で必ず連絡してください。

連絡がなく登所していない場合は、コドモンまたは電話での連絡をお願いします。

コドモンでの連絡は午後4時まで、それ以降は電話での連絡をお願いします。

※ 送迎は保護者の責任でお願いします。

保護者以外の方のお迎えの時は、必ず事前に連絡してください。

(場合によっては身分の証明できる物が必要になります)

中学生以下の児童による送迎はできません。

※ 当所時は必ずお子さんを職員に託し、お迎えの時も職員に声をかけてから降所してください。

※ 車は決められた場所に、近所の方の迷惑にならないよう駐車してください。

小学校との間の道路の曲がり角付近は駐停車禁止です。

時間帯によっては、駐車場が混み合いますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いします。

※ 駐車場の混雑で認定時間(標準時間 18:30、短時間 16:30)を過ぎそうな時は電話で連絡ください。

職員が状況を確認できた場合、延長保育料が発生しないこともあります。

※ 駐車場は送迎用しかありませんので、行事の時は徒歩か自転車などでおこしてください。

※ 車上荒らしに狙われないよう、貴重品は必ず身に付け、エンジンを止めて送迎してください。

※ 保育所出入口のカギは、必ず大人が開閉してください。

防犯のため、門と玄関は終日施錠しています。

門のチェーンは出入りする度に必ず施錠してください。

9時30分～15時30分はチェーンが二つになります。

その時間帯に送迎をする時はインターフォンでお声かけください。

※ 1階のクラスのお子さんは、2階へ一緒に行くことはできません。

ぱんだ組、きりん組、らいおん組の児童が階段を使うときは、

必ず保護者の方が付き添ってください。

家庭との連絡

- ※ コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。
睡眠時間、朝食、排泄、体温を記入していただき健康確認をしています。
お子さんの様子がいつもと違う時は、連絡帳機能か口頭で必ず職員にお知らせください。
- ※ お休みや出張などで職場にいない場合は、緊急時に連絡がとれるよう、コドモンでお知らせください。
- ※ 毎日のクラスの様子は、日報にてお知らせしています。

服装、持ち物について

- ※ 持ち物（衣類、靴、タオル、オムツ、専用のベッドシートなど）には、必ず名前を分かりやすく記入して下さい。
- ※ 衣服は、清潔で活動しやすく、着脱しやすい物を着用させてください。
着脱しにくい、ロンパース、つりズボン、タイツなどに加え、スカートやフード付き、ひも付きの服も危険ですので避けてください。
- ※ 1歳児から年齢別のカラー帽子を保護者負担で使用しています。
- ※ こどもの手ふきタオルは毎日取り替えてください。
(2歳以上児のコップも毎日持ち帰り洗ってきてください)
- ※ 1歳児から緊急用避難靴をお預かりしています。
(定期的にサイズの確認をお願いします)



健康面について

- ※ 発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなった時や、明らかにいつもと様子が違う時などは連絡をさせていただきます。
職場を離れる場合などでも、必ず連絡が取れるようにしてください。
- ※ 感染症（インフルエンザ、溶連菌感染症、感染性の胃腸炎など）が疑われる時は、お迎えをお願いすることがあります。感染症が回復し登所する場合は、必ず医師の許可を得てから登所してください。
また、お迎えの方も感染症にかかっている時は保育所内に入ることはできません。
インターフォンにて対応させていただきます。
- ※ お薬は、原則としてお預かりすることはできません。
朝夕2回の処方ができるか医師とご相談ください。
やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。
薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて職員にお渡しください。コドモンにも必ず記入をお願いします。
- ※ 予防接種を受けた時は必ず担任までお知らせください。
また、予防接種を受けた後は、なるべくご自宅で安静にお過ごしください。

給食について

- ※ 献立表は、前月25日を目安にコドモンで配信します。
公立保育所は統一献立になっています。(毎月1回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。)
- ※ 栄養のバランスをとるため、できるだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。
- ※ 旬の食材、行事食をと入れています。
- ※ 薄味で自然の味を生かした調理を心掛けています。
- ※ 0～2歳児は完全給食、3～5歳児は実費徴収となります。(次ページ参照)

食材喫食チェック表について

- ※ 公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しています。
安心・安全な給食を進めていくために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

食物アレルギーの対応について

- ※ 食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合はご相談ください。除去食は完全除去が基本となります。



紙おむつ等のサブスクサービスについて

- ※ 保護者の負担軽減を目的として、ご家庭からオムツを持参することなく保育所が発注、保管する紙おむつとおしりふきを定額で利用できるサービス「おむつのサブスク」(希望者)を導入しています。

写真販売サービスについて

- ※ 令和6年度よりオンライン写真販売サービス「そだちえ」を導入しています。お手数ですが、会員登録をお願いします

《 幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について 》

令和元年 10 月から、保育所等では、3～5 歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2 歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

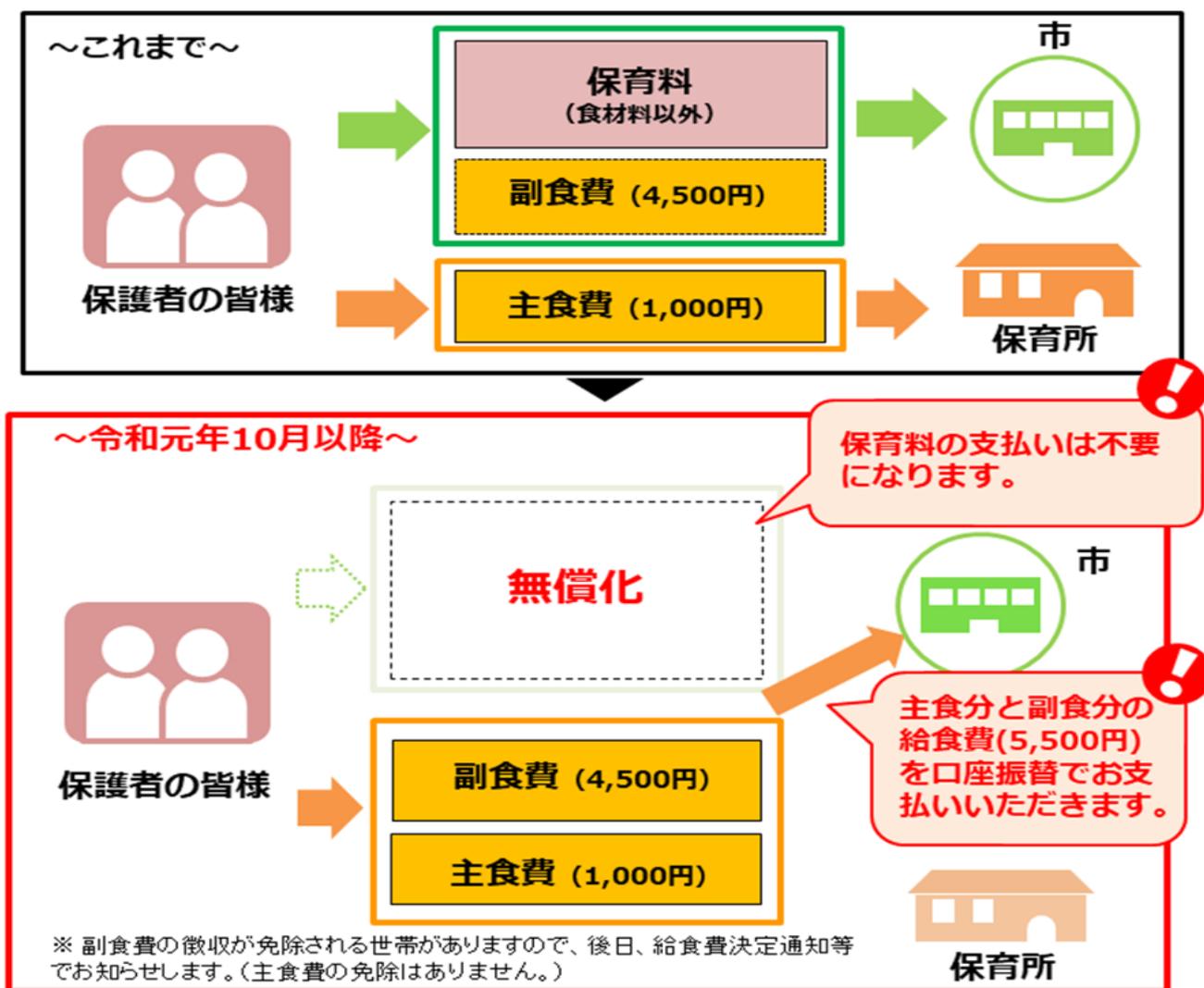
但し、3～5 歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用(副食費)については、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000 円)と副食分(4,500 円)を併せた給食費(5,500 円)をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。(同意書に記入させていただきます。)

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。(主食費の免除はありません。)

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の 6 日前(閉園日は除く)までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。(詳しくは保育所長までご相談ください。)



現金の納入について

- ※ 延長保育料はご利用に応じて現金にてご負担いただきます。
お手元に集金袋が届きましたら、1週間以内にお納めください。

【集金場所】

- 保育所用ポスト・・・延長保育料
- 杉の子会用ポスト・・・杉の子会費（保護者会費）
（ネコバス）

※保育所用ポストは階段横にあります。

保育所児童保育要録について

保育所保育指針の改正により、平成21年度からすべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へこどもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付しております。又、接続期プログラムも作成しております。

これは、保育所でのこども達の育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげるもので、小学校においてのこどもの育ちを支えこどもの理解を助けるものとなる資料です。

個人情報保護について

- ※ お子様やご家族の皆様の個人情報の取り扱いには十分に注意し、個人記録などの持出し禁止、知り得た情報を他に漏らすことのないよう徹底します。
- ※ 保育所では、保育所職員の資質向上を目的とした内部研修用に、職員の子ども達との関わりや遊びなどの様子を撮影しています。また、こども達の活動の様子をお知らせするために撮影した写真を保育所内で掲示することがありますが、目的以外での使用、外部への持出しはしませんので、ご理解のほどお願いいたします。
- ※ 行事などの際、保護者の方が撮影した写真・ビデオにつきましても、SNSなどへの投稿など不特定多数の人の目に触れるようなことは禁止とさせていただきます。

「赤ちゃん駅」の設置について

「赤ちゃん駅」とは誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。上尾市内の公共施設には「赤ちゃん駅」が設置されています。かわらぶき保育所にも平成22年から設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットが用意してあります。



市立保育所では市民向け育児電話相談を受け付けています

市立保育所では、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育士による育児相談を行っています。

睡眠、食事、身体発達、言語、情緒など、日ごろの子育ての中で心配なことがありましたら、ご利用ください。

相談日・時間

(月曜に～金曜 13:00～15:00)

保育所の自己評価

保育所では、自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期のこどもの成長・発達を支える保育の専門機関として、一人ひとりのこどもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的で自己評価を行っています。

職員の研修について

保育所に求められている質の高い保育・多様なニーズへの対応・子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術、並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修、また個人で休暇を利用しての研修などに参加し、自己研さんに努めています。

《公の主催研修》

市役所主催研修・研修部会主催研修・領域別保育内容研修
県保育士会研修・社会福祉協議会研修 など外部研修

《保育所学習会》

危機対応・救急法・保育内容 など

《専門家による巡回相談》

年数回、専門家による巡回があり、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

意見・要望について

保育所を利用するにあたり、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育内容）について、お気づきのこと、改善して欲しいことがございましたら、遠慮なくお声がけください。保育所では「利用者の意見・要望の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。また、意見箱を設置し、利用者の皆様からご意見などを伺っております。



《 ICT システム（コドモン）の導入について 》

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育 ICT システム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。
※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS 利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などを SNS 等へ投稿する行為は控えるようにご協力お願いいたします。

【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・成長の記録（身長・体重）
- ・資料室（施設からのおたよりの保管）

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

《 保育時間 》

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

- ※ 延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。なお、満6か月未満の乳児は8：30～17：00までの利用となります。
- ※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。（詳細は次の項目をご覧ください。）
- ※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内（8:30～16:30）で送迎してください。
- ※ 基本的に勤務以外（病院・学校行事など）は延長保育は利用できません。
- ※ 保育所の1日（デイリー・プログラム）は別紙のとおりです。（P6～P7をご覧ください）

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助をしたい人（提供会員）がお互いに会員となって、一時的にこどもを預かる会員組織です。

ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが依頼会員の申し込みに応じて提供会員を紹介します。

住所 上尾市本町4丁目13-1（上尾保育所2階）
電話 777-0941

《 延長保育料 》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7:30~18:30	8:30~16:30
延長保育料の対象時間	7:00~7:29 18:31~19:00	7:00~8:29 16:31~19:00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

※1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。

※土曜保育については、これまでどおり通常保育が8:30~12:00、
最大でも7:00~18:00までです。

(保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。

また、短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。)

※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。

常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

2. 延長保育の利用について

延長保育の設定についての利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。

したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、

11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

3. 臨時延長保育の利用について

突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、
または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、
延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。

(ただし、19:00を超えての利用はできません。)連絡がない場合は保育所から
連絡を入れさせていただくこともあります。

また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

休日保育について

上尾市では、私立保育園2か所

- ・保育園アミ・クレイシュ
- ・うぐす保育園上尾春日

で休日保育を実施しています。

対象児童は、1歳児クラス（4月1日時点で満1歳以上）から小学校就学前までの児童です。

《利用できる曜日と時間》

曜日 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

時間 (保育標準時間認定) 午前8時00分～午後6時00分

(保育短時間認定) 午前8時30分～午後4時30分

- ※ 日曜日から土曜日までの1週間において平日及び土曜日の利用と合わせ、6日間の利用の範囲に限ります。
休日保育を利用した場合は、平日で一日保育所をお休みしていただくこととなります。

(利用料) 通常保育の保育料に含まれます。

(定員) 10名

(利用方法) 実施保育園に直接登録申請してください。

その際、就労証明書が必要となります。

利用登録・利用予約・お問い合わせ

♡ 保育園アミ・クレイシュ

上尾市浅間台1-18-30

☎ 777-0234

♡ うぐす保育園 上尾春日

上尾市春日1-21-7

☎ 770-0880



上尾市 病児・病後児 保育事業のお知らせ



病児・病後児保育について

上尾市では、病児のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在、病児・病後児保育室2か所、病後児保育室2か所、合計4か所の施設があります。病気の症状（急性期、回復期）によって、実施施設が異なります。

- ※ 詳しくは「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧くださいか、各保育所・保育課までお問合せください。

病児・病後児保育施設

医療施設併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

- ※ 開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時
8時30分には医師の診断があります。

♡ かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波 3-187 TEL：048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

♡ さくらクリニック《どんぐりルーム》

- ・上尾市大字上尾村 542-1 TEL：048-871-8630
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

病後児保育施設

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時・月曜日～金曜日 午前8時～午後6時

ころぽっくる保育園《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉 5-7-4 TEL：048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヶ月から

ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市 3870-1 TEL：048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヶ月から



健康管理について

年間保健行事

内科検診・・・年2回
歯科検診・・・年2回
身体測定
0・1・2児・毎月測定
3才以上児・・・隔月測定

嘱託医の先生

内科医名・・・清水内科医院

TEL 721-5881

(医師名 樋口 陽子)

歯科医名・・・口腔研クリニック

TEL 771-0110

(医師名 飯塚 哲夫)

(令和6年度の嘱託医です。

医師の都合により変更になることもあります)

AEDを設置してあります

職員は全員AEDの取り扱い
講習を受けています

登所前には健康チェックを

熱は高くないか
十分に寝られたか
機嫌はよいか
ウンチは出たか
食欲はあるか

いつもと様子が違うときは
必ず担任にお知らせください

こんな時は連絡をします

発熱や嘔吐、ひどい下痢などで具合が悪くなった時や
感染症が疑われる時など、症状によっては連絡し、お迎えをお願い
します。またいつもと様子が違う時は連絡します。連絡先は明
記しておいてください。

感染性疾患が発生したとき

水痘・風疹・おたふく風邪などが発生した時は掲示をしま
す。体調の変化に気をつけましょう。
感染症にかかったら、保育所に連絡してください。

くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。

やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。
薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、
薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

予防接種について

集団生活なので、体調の良いときに予防接種を早めに受ける
ようにしましょう。接種したら担任までお知らせください。
(受けた当日はなるべく安静にしましょう)

保育所でのケガ、急病のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場
合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください
い。

また、万が一の事故に備えて日本スポーツ振興センターの給
付金制度に加入していただいています。

保育中及び登所時、降所時のこどもの事故は、この給付金の
対象になります。掛け金は市と保護者で負担しており、保護
者の負担金は年間240円です。

熱性けいれん・腕がぬけやすい・アレルギー体質・てんか
ん・小児喘息など

日常生活において、注意または配慮などの必要がありましたら
必ず担任までお知らせください。

予防接種のお願い

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さんが、集団で生活をしております。ひとは病気にかかってはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致します。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

(上尾市東保健センター 電話：048 - 774 - 1414)

受けていただきたい予防接種

4種混合

ヒブ

小児用肺炎球菌

BCG

麻疹風疹混合 (MR)

日本脳炎

水痘

B型肝炎

ロタウイルス



子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、発しんが出る。	8～12日	解熱後3日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18日	発しんが消失していること。
水痘 (水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16～18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3か月～ 数年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14日	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日を経過していること。
流行性角 結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10日	特有な咳が消失すること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10時間～6日 O157は主に 3～4日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性 結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、 平均24時間 または2～3日と差がある。	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌 感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5日	抗菌薬内服後24～48時間経過していること。
マイコプラズマ 肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑 (りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が表れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発しんが出る。	4～14日	全身状態が良いこと。

ウイルス性胃腸炎 ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12~48時間 ロタウイルス 1~3日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱がで、潰瘍となる。	3~6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
RSウイルス 感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4~6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱疹	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発疹がかさぶたになっていること。
突発性発疹	3日間程度の高熱の後、解熱とともに発疹が出て数日で消える。	9~10日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ。	10~30日 卵は7日で孵化	駆除を開始していること。
疥癬 (かいせん)	かゆみの強い発疹、手足等に線状の隆起した皮疹。 (疥癬トンネル)	約1か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫 (水いぼ)	白から淡紅色の丘疹で、おおきくなると中央にくぼみがある。	2~7週	伝染性軟属腫(水いぼ)から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性膿痂疹 (とびひ)	湿疹や虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2~10日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B型肝炎	ウイルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45~160日 (平均90日)	医師において感染のおそれがないと認められていること。
新型コロナウイルス感染症	発熱、呼吸症状、頭痛、倦怠感、消火器症状、鼻水、味覚異常、嗅覚異常	約5日間	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過すること。
ヒトメタニューモウイルス感染症	咳、鼻水、発熱などから、一部、気管支炎や肺炎をきたすことがある。	4~6日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛、発疹など。	2~14日	回復し、全身状態が良いこと。

※ 感染症にかかったまたはその疑いのある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

急病の時



★上尾市平日夜間及び休日急患診療所

所在地：上尾市緑丘 2-1-27 ☎778-8768]

(上尾市こども保健センター 3階)

診療日・診療時間

診療日	診療科目	受付時間
月曜日～金曜日 (祝日を除く)	小児科・内科	20時～21時30分
日曜日・祝日 12/30～1/3	小児科・内科・外科	9時～11時30分 13時～15時30分



★中毒110番

【大阪中毒110番】 072-727-2499 (365日24時間対応)

【つくば中毒110番】 029-852-9999 (365日24時間対応)

【たばこ誤飲事故専用電話】 072-726-9922 (365日24時間対応)

(自動音声による情報提供：一般向け)

中毒110番は化学物質や動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し、情報提供しています。

取扱う対象	家庭用品	乾燥剤、化粧品、たばこ など
	医薬品	医療用医薬品、一般用医薬品(OTC薬) など
	農業用品	殺虫剤、殺菌剤、除草剤、肥料 など
	自然毒	フグ、マムシ咬傷、きのこ など
	工業用品	硫化水素、化学薬品 など

埼玉県救急電話相談（お医者さんに行くべきか迷ったら）

- ★急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。
また、いつでも気軽に相談できるチャット形式の「AI 救急相談」もあります。
埼玉県ホームページよりご確認ください。

【電話番号】

#7119 または
048-824-4199（ダイヤル回線、IP 電話、PHS、他県境での利用）

こどもの相談につきましては、
#8000 または 048-833-7911
からもご利用できます。

【相談時間】

24時間365日

【ご利用方法】

音声ガイダンスに応じて、相談したい窓口を選択してください。

- ①こどもの相談（小児救急電話相談）
- ②大人の相談（大人の救急電話相談）
- ③医療機関案内（こども・大人どちらも対応）

※医療機関案内をご利用される場合

- ・ 歯科、口腔外科、精神科は除きます
- ・ 医療相談のお答えはできません
- ・ 案内された医療機関を受診する前に、必ず医療機関に電話でご確認ください

【聴覚に障がいのある方、音声・言語機能に障がいのある方への医療機関案内】

専用ファックス 048-831-0099

※ 埼玉県ホームページの「埼玉県救急電話相談」のページより
「医療機関案内依頼書」を印刷、ご記入の上、専用ファックスに送信して
ください

※ 医療相談にはお答えできません



保護者の皆様へ



保育所とくすり

新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです
。原則としてくすりはお預かりできま
...



(日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。)

- * お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。
- * くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参したくすり（予防するための市販薬）は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。長期に続けて飲まなければならないくすりの場合はご相談下さい。
- * 診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。
- * 1日3回飲ませるくすりは、「朝」・「保育所から帰ってからすぐ」・「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。
- * 時間で飲ませるように指示された時（4時間おき、6時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。



【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 1、必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- 2、くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 3、薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 4、健康連絡ノートや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- 5、くすりは事務室で一括管理します。



※気管支拡張テープを張ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、健康連絡ノートに貼ってある部位を記入してください。なお、貼り替えは行いません。

変更事項届出一覧表

次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家族の状況に変更があった場合の届出

内容		提出書類		提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書		変更を適用 させたい月の 前月20日 まで。
②	氏名の変更	支給認定変更申請書		
③	家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	支給認定変更申請書 母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
		結婚	支給認定変更申請書 ①配偶者の就労証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
		離婚	支給認定変更申請書 調停中の場合…事件係属証明書または夫婦関係等 調整調停申立書(裁判所の印があるもの)	
		同居家族増	支給認定変更申請書	
		死亡	支給認定変更申請書	
税額(所得税・住民税)に 変更があった場合		支給認定変更申請書		
勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき		支給認定変更申請書と就労証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入		
育児休業を取得・復帰した		取得…休業期間が明記された就労証明書 復帰…就労証明書		

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。**保育の実施解除申出書**をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(就労証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2ヵ月以 内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3ヵ月経過するとき	出産後3ヵ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い、仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヵ月前より保育所入所要件が「出産」となります。
出産後3ヵ月までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヵ月になる月の月末までが入所期限です。

入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

防災対策

(内容) 大災害・大地震発生時

(電気・電話、携帯電話が使用できない・交通機関途絶) のとき

- ① 保護者のお迎えがあるまで、かわらぶき保育所で待機しています。
- ② 万一、保育所の建物に被害が及んだ時は、瓦葺小学校に避難します。
お子さんは、お迎えがあるまで、保育士と一緒に待機しています。
ご家庭でも緊急事態について話し合い、把握をしておきましょう。

災害が起きた場合の連絡について		
安否確認	かわらぶき保育所	電話 048-721-5858
避難場所	瓦葺小学校	電話 048-721-4618
災害用 伝言ダイヤル	局番なし 171	災害により電話がつながりにくい時に 伝言を録音したり、聞いたりすることが できる ※
コドモン		お知らせ配信機能
市役所	代表 保育課	電話 048-775-5111 電話 048-775-5121

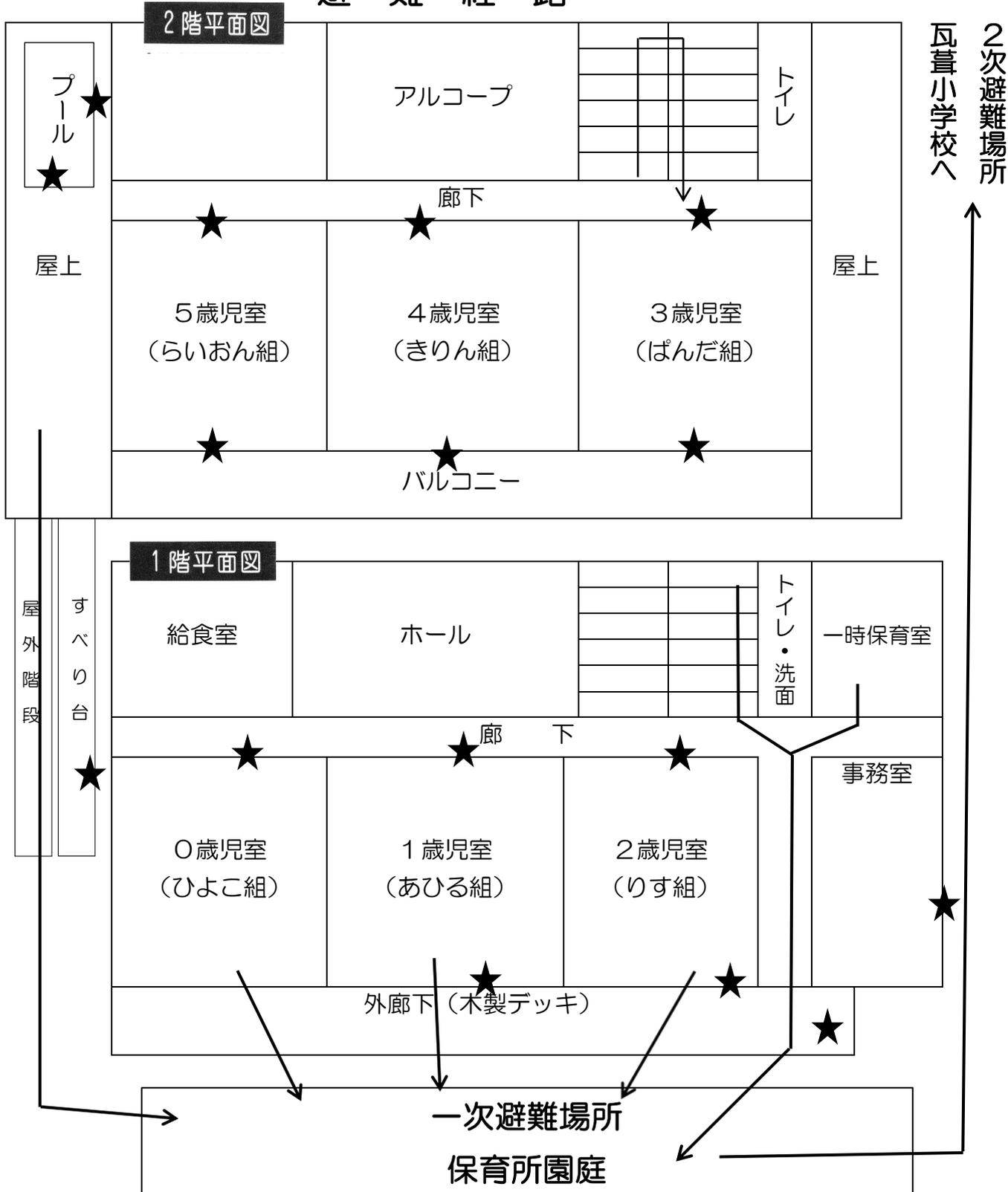
※ かわらぶき保育所からの伝言を聞くには・・・

- 1 「171」とダイヤルする
- 2 音声案内に従い「2」をダイヤルする
- 3 かわらぶき保育所の電話番号
「048-721-5858」
をダイヤルする
- 4 伝言内容を聞く



※ 事務室に AED を設置しています。

避難経路



★ヒヤリハット

ケガをしやすい場所など記入してあります。

職員に周知し、こども達にも注意を促しています。(衝突・連絡・転倒など)

《風水害等の災害時における臨時休園の基準について》

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 ※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- ・市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- ・浸水想定区域に指定されている保育施設（畔吉、ころぼっくる第二、泉の森、つつじが丘）は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	<ul style="list-style-type: none"> 災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	<ul style="list-style-type: none"> 事前に市保育課に登録している子ども ※事前の登録は毎年必要となります。
対象年齢	<ul style="list-style-type: none"> 1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> 8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> 弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	<ul style="list-style-type: none"> 災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

「災害共済給付制度」について

保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時

原則

窓口支払総合計が、
¥1,000 以上だった場合



(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

概要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が¥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

給付額

医療費総額の自己負担分(2割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の4割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が¥5,000 であった場合

(医療機関で)保護者には、自己負担分の¥1,000(2割)を窓口でお支払いいただきます。

(後日振込で)センターから、自己負担分¥1,000+お見舞金¥1,000=¥2,000(総額の4割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛金

児童1人の掛金は年間365円ですが、保護者の掛金は240円です。設置者が125円負担します。

例外

窓口支払総合計が、
¥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15歳に達する日以降の3月末日まで対象になります。

支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

請求方法

- ① 上尾市子ども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市子ども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

◎お願い◎

- ① 医療機関への再診の付き添いは保護者の方をお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。
- ③ 治癒後、窓口支払総合計が¥1,000 未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費、(高度・専門医療を行う200床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付² こども医療費いずれも対象とはなりません。

保育所についてのご意見・ご要望をお寄せください

1 当保育所を利用するにあたりまして、保育所が提供するサービス(保育所が行う保育内容)について、お気づきのこと、改善してほしいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では、「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。その際、個人情報情報の保護には十分配慮いたします。

2 意見の提出方法

① クラス担任、苦情受付担当者、保育所長に口頭、面接、電話、書面等により随時申し出ください。

② 「ご意見箱」に備え付け用紙に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を記入し、お入れください。

③ 電子メール用の「e-意見箱」に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を入力し、送付してください。

※件名に「保育所についてのご意見・要望」と入力してください。E-mail アドレスは s172300@city.ageo.lg.jp

④ 保育課に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望をご記入のうえ郵送、FAX、直接持参してください。

3 苦情解決担当者は下記のとおりです。なお、苦情解決第三者委員の立ち会い、相談が必要な場合は、保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

・苦情受付担当者	保育所主任保育士
・苦情解決責任者	保育所長
・苦情解決総括責任者	上尾市 保育課
・苦情解決第三者委員	小杉 道郎、鈴木 宏明、甲原 裕子

4 意見・要望の取り扱いについて

提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書で回答いたします。

匿名のものについては、掲示板にて回答いたします。なお、ご意見・ご提案の内容及び回答で保育所に共通する事項などは、園だよりを通じて紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。

おさんぽマップ



ふれあい広場
瓦葺103-1

瓦葺中学校



宇都宮線踏切

尾山台小学校

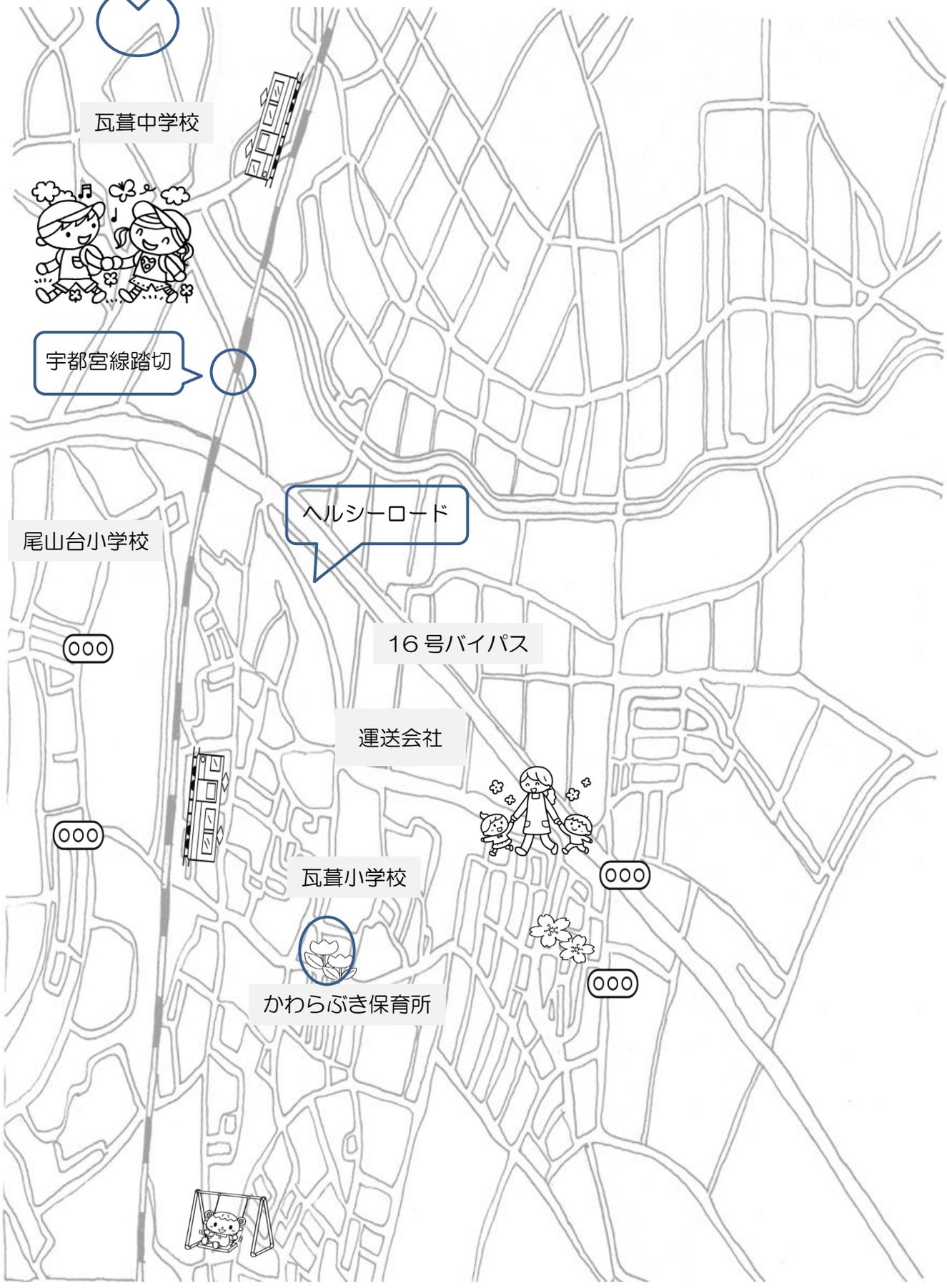
ヘルシーロード

16号バイパス

運送会社

瓦葺小学校

かわらぶき保育所



令和7年度 行事予定表

かわらぶき保育所

月	予 定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・入所式 ・進級式 ★<u>クラス懇談会</u> ・内科健診
5	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの日集会 ・子育て支援センター園庭開放 ★<u>以上児親子交流会</u>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・プール開き ・歯科健診 ★<u>夏祭り</u> ★<u>クラス懇談会</u> ・子育て支援センター保育所で遊ぼう
7	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕集会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期協力保育 ・観劇会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・お月見集会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・★<u>運動会</u> →大雨などの時は、日程の変更があります。 ・★<u>クラス懇談会</u> ・子育て支援センター園庭開放 保育所で遊ぼう
11	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園遠足 ・内科健診 ・総合避難訓練 ★<u>未満児親子交流会</u> ・歯科健診 ・子育て支援センター園庭開放
12	<ul style="list-style-type: none"> ・お楽しみ会 ・もちつき
1	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・節分集会 ★<u>保育報告会</u>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ひなまつり集会 ・入所説明会 ★<u>卒園式</u>

その他 お誕生会（毎月）・避難訓練（毎月）・身体測定

※ 8月お盆と3月末には協力保育をお願いしています。可能な範囲で家庭での保育にご協力ください。

※ 年末年始のお休みは12月29日から1月3日迄です。

※ 保育参加 0・1歳 7月～1月 2歳 6月～1月

3・4・5歳 5月～1月

(感染症や行事などのためご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください)

★印の下線付きは保護者参加です。懇談会などはお便りでお知らせします。

